

補助金チェックシート(新規)

作成年度: 令和5年度

1. 補助金の内容

補助金名称	認知症一体的支援事業補助金		補助金番号	C1-26	
所管部署	健康福祉部 福祉事務所 健康福祉総合相談課				
根拠名称 (交付規則以外)	認知症一体的支援事業補助金交付要綱				
制定状況	○	制定済 ⇒	令和 5年 9月 29日制定、令和 5年 10月 1日施行		
		未制定 ⇒			
交付の目的	公共スペースや既存施設等を活用して、本人と家族がともに活動する時間と場所を設け、本人支援・家族支援からなる一連のプログラムを実施することで、認知症の人とその家族がよりよい関係性を保ちつつ、希望する在宅生活を継続できるようにすることを目的とする。				
補助対象経費	一体的支援事業プログラム実施にかかる費用(報償費、印刷製本費、事務経費等)				
補助率・補助額	定率補助				
交付先	団体(不特定)				
開始年月日	令和 5年 10月 1日		サンセット期日	令和7 年度末	
補助金性質分類	制度的補助	団体運営補助	事業費補助	○	その他
法令等での義務付け	なし	法令等名称			

2. 予算要求額

(千円)

	月補正	R5	年度当初予算
要求(予定)額			120
特定財源	国庫支出金		45
	府支出金		23
	その他		27
一般財源	0		25

(件)

交付見込み件数	1
---------	---

3. 「補助金の見直しに関する方針」との整合性

① 補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は補助制度として承認されません)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	認知症の本人とその家族が、認知症があっても安心して地域で暮らしていくために、家族関係の再構築を行うもので、広く市民の利益に貢献するものである。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	部の運営方針として認知症施策の推進が挙げられており、一体的支援事業の実施も明記されている。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	介護保険法115条の45に基づく市町村が行うべき地域支援事業の中に、認知症一体的支援事業が位置付けられている。
有効性	期待する効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	事業の前線で認知症行動障害尺度(DBD13)などの評価指標を用いて、効果測定を行う。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	広く一体的支援事業を実施するためには、補助金交付が効果的である。
公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	プログラムを実施するにあたって、ファンリターナーの配置が定められており、本人とその家族が参加している認知症カフェ等のうち介護医療専門職のいるところが該当する。

妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	定率補助としている。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	補助金要綱、事務処理要項を整備している。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	補助金交付要綱は、ホームページ等で公開予定。

②補助金性質分類別の視点

[事業費補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等
○	市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。	✓	認知症の本人の意欲向上、家族の介護負担感軽減、家族関係再構築を図るためにプログラムを実施するための補助金となっている。
	交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付が必要であると客観的に認められる。	✓	ファシリテーターなどの専門職の確保のために、補助金交付が適当である。